

平成27年度から国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように加入者が国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。国民皆保険制度を支える医療保険であり、将来にわたり安定的に運営していく必要があります。

村の国民健康保険は、平成17年度に保険税を改定して以来、据え置いてきましたが、医療費などの増加により、平成24年度から大幅な赤字で財源不足が生じ大変厳しい状況となっています。

このことから、村民のみなさんが安心して医療を受け健康で豊かな生活を送れるよう国保財政の健全化を図る必要があります。医療費の適正化対策を推し進めつつ必要な税収を確保するために、ご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、所得が一定の額以下の世帯には、保険税を軽減する制度があります。

平成27年度からの新しい税率（改定分のみ、記載しています）

賦課区分（対象者）		税率改定		
		現行	改正後	増減
医療保険分 【国保に加入するすべての方】	所得割率	8.8%	9.8%	1.0%
	均等割	14,400円	18,000円	3,600円
	平等割	34,800円	38,400円	3,600円
	賦課限度額	510,000円	520,000円	10,000円
後期高齢者支援金分 【国保に加入するすべての方】	所得割率	2.2%	3.2%	1.0%
	均等割	8,400円	12,000円	3,600円
	賦課限度額	160,000円	170,000円	10,000円
介護納付分 【国保に加入する 40歳以上65歳未満の方】	所得割率	3.0%	3.0%	0.0%
	均等割	13,200円	13,200円	0円
	賦課限度額	140,000円	160,000円	20,000円

※ 平成27年度の納税通知書・年金天引きの方への税額決定通知書は7月上旬に送付する予定です。

1. 国民健康保険税は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計額です。
2. 所得割は、前年の所得に対して計算されます。（総所得金額－33万円）×税率
3. 均等割は、国保加入者1人分の金額（2人世帯では、2人×均等割額）
4. 平等割額は、1世帯当たりの金額
5. 一定の所要要件を満たす方は、均等割、平等割が軽減されます。
6. 賦課限度額は、算出した1年間の国民健康保険税が条例で定められた額を超えるときにその額で打切る額

所得が少ない世帯への国民健康保険税の軽減

世帯の総所得金額が、次の基準以下の世帯については、「均等割額」と「平等割額」が軽減されます。（世帯主の所得は、国民健康保険に加入・未加入にかかわらず、所得判定の対象になります）

※ 軽減を受けるには、前年分の所得を申告していることが必要です。

世帯の所得が33万円以下	7割
世帯の所得が33万円+(26万円×被保険者数)以下	5割
世帯の所得が33万円+(47万円×被保険者数)以下	2割

※国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方の人数と所得を含めて算定します。

【お問合せ】住民福祉課 国保係 担当：品田、金沢、大畑